

# 障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内） 指定管理者募集に関する質問及び回答について

## はじめに

この回答は、障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者募集において、提出された質問票にお答えするものです。

回答内容は、募集要項等の追加または修正とみなします。

質問内容は、第3者にわかりやすいように表現を統一しているほか、類似の質問をまとめるなどを行っているため、質問票の記載とは変更しています。

申請を検討される団体におかれましては、本文の内容をよくお読みいただき、申請書類等を作成していただきますようお願いいたします。

令和5年8月  
門真市健康福祉部 障がい福祉課

障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者募集に関する質問及び回答について

| 番号 | 質問内容   | 回答  |
|----|--|---|
| ①  | <p>〈放課後等デイサービス業務の他市利用児受け入れについて〉</p> <p>放課後等デイサービスの業務について、募集要項、業務使用書に他市利用児の受け入れ制限の記載がみられません。他市利用児受け入れは可能でしょうか。</p> <p>放課後等デイサービスの中でも「重症心身障がい児対象」では、門真市に在住の重症心身障がい児や医療的ケア時の人数に限りがあり、利用定員に達していない現状があります。</p>  | <p>他市利用児の受け入れは、可能です。</p> <p>ただし、新たに利用を希望する門真市在住の重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できないという事がないよう、ご留意いただきたいので、事前に障がい福祉課にご相談ください。</p>                    |
| ②  | <p>〈自主事業と貸館業務について〉</p> <p>障がい者福祉センター維持管理運営施設の範囲内で、施設の効用を最大限に発揮させることを目的とした自主事業をミーティングルームや集会室等の貸館を利用して行う場合、貸館業務等の優先関係はどうなりますか。</p>   | <p>募集要項2ページ、4指定管理者が行う業務の範囲等(1)の②ミーティングルーム等の貸出しに関する業務とあるため、ミーティングルームや集会室等の貸館の利用については、貸館業務が優先されます。貸館に空きがある場合は、自主事業で活用していただくことは可能です。</p> |
| ③  | <p>〈短期入所の運営について〉</p> <p>障がい者福祉センター維持管理運営施設の範囲内で、重症心身障がい児者や医療的ケア児者を対象とした短期入所の運営を行う場合、サービス運営に関する人員配置だけでなく、夜間帯の保健福祉センター全館の安全確保を行えるよう警備体制を整えるために必要な人員配置が可能かどうかという点が課題に挙げられます。</p> <p>重症心身障がい児者や医療的ケア児者の宿泊を安全に実施するためには、障害者総合支援法に基づく人員配置以上の人員の配置や、福祉型であっ</p> | <p>募集要項にありますとおり、指定管理料は無料としており、現時点で運営に伴う人件費等を負担することはできません。</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>ても看護職員の配置が必要となった場合、短期入所のサービス提供において得ることができる収入のみでは、必要な人員を配置した上で利益を確保することは困難となります。</p> <p>募集要項内3の(2)にあります通り、指定管理料は無料となっておりますが、短期入所の運営に伴う警備体制に必要な人件費(警備会社に委託した場合は、委託費)に関して、市に負担していただくことは可能なのでしょうか。</p> |   |
| ④ | <p>〈市の保有する福祉車両について〉</p> <p>募集要項「4 指定管理者が行う業務の範囲等」の中の「(7) 市の保有する福祉車両について」に、「市の保有する公用車4台の内、リース車1台の使用については、リース期間終了期限の令和6年8月31日までとします。」との記載がありますが、当法人が該当車両を引き続き再リースすることは可能なのでしょうか。</p>                    | <p>市が契約している福祉車両の契約期間が令和6年8月31日となっており、それ以降の契約、リースについては指定管理者と現リース業者との間で調整をお願いします。</p> |